

平成28年9月26日
電力・ガス取引監視等委員会

「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」 に基づく指針の制定の建議について

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づく指針の制定を、経済産業大臣に建議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 概要

本年4月から7月にかけて、制度設計専門会合において、一般送配電事業者による調整力の公募調達が公平性・透明性を確保した形で円滑に開始できるよう、その公募調達の実施方法等について議論を行いました。

第9回制度設計専門会合(本年7月28日)において、これまでの議論の結果を踏まえ、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方(案)」(以下「本報告書」という。)を取りまとめ、本年8月10日から9月9日にかけて、パブリックコメントを実施しました。

本日の第51回電力・ガス取引監視等委員会において、パブリックコメントでいただいた御意見も踏まえ検討の上、本報告書に基づいた指針の制定を行うことについて、電気事業法第66条の14第1項の規定に基づき、経済産業大臣に建議いたしました。

2. 添付資料

○「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づく指針の制定に関する建議について

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 恒藤
担当者:前川
電話:03-3501-1511(内線 4371~4)
03-3501-1585(直通)